

【(屋外広告物許可申請用) 建築基準法第 64 条の適合等に係るチェックリスト】

屋外広告物許可申請に際し、建築基準法第 64 条及び同第 88 条により準用する同第 6 条を遵守していることを、以下確認項目のとおりチェックを行ったので、本チェックリストを添付し、屋外広告業許可申請書を提出します。

記入日 : 令和 年 月 日

申請者住所 :

申請者氏名 :

表示・設置の場所 :

■確認項目

防火地域	広告物の高さ ^(※)	表示・設置場所	確認事項
□ 該当	□ 4 m 超	/	<input type="checkbox"/> 主要な部分が不燃材料で造られている、又は覆われているか。<建築基準法第 64 条> ⇒ <input type="checkbox"/> 鉄(鋼板) <input type="checkbox"/> アルミ <input type="checkbox"/> ステンレス <input type="checkbox"/> 認定品 (NM-) (NE-) <input type="checkbox"/> 建築確認の申請予定先 () <建築基準法第 88 条により準用する同第 6 条>
	□ 3 m 超、4 m 以下	/	<input type="checkbox"/> 主要な部分が不燃材料で造られている、又は覆われているか。<建築基準法第 64 条> ⇒ <input type="checkbox"/> 鉄(鋼板) <input type="checkbox"/> アルミ <input type="checkbox"/> ステンレス <input type="checkbox"/> 認定品 (NM-) (NE-)
	□ 3 m 以下	<input type="checkbox"/> 屋上 <input type="checkbox"/> 屋上以外	<input type="checkbox"/> 確認事項はありません。
□ 非該当	□ 4 m 超	/	<input type="checkbox"/> 建築確認の申請予定先 () <建築基準法第 88 条により準用する同第 6 条>
	□ 4 m 以下	/	<input type="checkbox"/> 確認事項はありません。

※ 広告物の高さとは、広告板本体だけでなく、それを支える支柱部分も含みます。また、建築物の屋上に設置する場合は、建築物から突き出している部分の高さとなります。

※ 建築基準法等の他法令との整合確認のため、関係部局に情報を提供し、連絡を行う場合があります。

■問合せ窓口

問合せ内容	問合せ先		
	部署名	連絡先	所管区域
建築基準法に係る事項	建設局 建築行政部 建築審査課 ※令和 8 年 4 月 1 日から	048-646-3242	さいたま市全域
屋外広告物の許可申請に係る事項	都市局 都市計画部 北部都市計画指導課	048-646-3178	西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区
	都市局 都市計画部 南部都市計画指導課	048-840-6178	中央区、桜区、浦和区、南区、緑区